

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Instagram 実施要領

平成30年4月19日 制定

令和2年8月 5日 改訂

令和3年4月 1日 改訂

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市の公式キャラクター「ジャー坊」を介したシティプロモーションに資する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」を介して大牟田市の知名度・イメージアップを図るための情報を、Instagram を活用して発信することにより広くジャー坊の周知を図るとともに、ジャー坊の活動を通して、「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

Instagram

第4 公式アカウント名

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課及び市が委託する業者（以下、「受託業者」という。）において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」や、大牟田市の知名度・イメージの向上に資する情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による広報課長の決裁を必要とする。ただし、受託業者が更新を行う場合においては、契約書及び仕様書を遵守するものとし、広報課長の決裁を省略できるものとする。
- (4) 更新は、原則として早朝及び深夜は行わないものとする。
- (5) 市は、ジャー坊や大牟田市の魅力を配信するために、市が管理する Facebook と Instagram を接続させて、Instagram のネット広告やショッピング機能等を活用することができる。

なお、受託業者がInstagramのネット広告やショッピング機能等を活用する場合は、事前に広報課に了解を得てから行うものとし、以下の点について了解しておくこと。

- Facebook は受託業者がアカウントを取得することとし、Facebook にログインするために必要な情報を広報課に報告すること。
- Instagram と接続させる際は、広報課から了解を得たこと以外で Facebook と Instagram を接続させることを固く禁じる。
- ショッピング機能等を活用する際は、利用者が商品を購入する前に、製品ページの管理者がわかるようにしておくこと。

- 利用者との間でトラブルが発生した際は、速やかに広報課に連絡すること。
 - 受託業者が管理する Facebook と Instagram を接続させて行うことに関して、受託業者の故意または過失によって生じた損失については、受託業者が一切の責任を負うものとする。
- (6) ショッピング機能等を活用する際は、商品に関して誇大広告を行わないこと。また、問合せ先や個人情報の取扱いに関する説明文を明記すること。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、Webサイトに公表した時点から生じるものとする。

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」Instagram 情報更新伺

起 案	年 月 日		
起 案 者	決 裁 欄		
	担 当	主 査	課 長
決 裁	年 月 日		
更 新 予 定	年 月 日		
更 新 区 分 (該当するものに○)	新 規 ・ 変 更 ・ 削 除		
公 開 件 名			
更 新 内 容			
その他公開データ	有 ・ 無		
	有の場合 (該当するものに○) 動画 ・ 画像 ・ その他 () ※その他公開データは、必要に応じて印刷し本様式に添付すること。		